

確認テストchallenge①-Ⅲ(法規)A

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 敷地に高低差のある場合は、建築物の「避難階」が複数となることがある。
2. 港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。
3. 住宅に附属する厚さ15cmの塀で、幅員5mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当しない。
4. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁の許可を受けて建築物の容積率の算定に当たり当該前面道路の境界線が当該壁面線にあるものとみなす建築物については、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。
2. 前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路と敷地との高低差にかかわらず、地盤面からの高さによる。

3. 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区に関する都市計画において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものについては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
4. 建築物の地下1階(機械室、倉庫及び防災センター(中央管理室)の用途に供する。)で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものについては、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積500㎡、高さ8m、地上2階建ての事務所の屋根の過半の修繕
2. 高さ16mの鉄製の旗ざおの築造
3. 木造、延べ面積10㎡、平家建ての倉庫の新築
4. 鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての事務所の一部の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない床面積200㎡の診療所(患者の収容施設があるもの)への用途変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。
2. 建築主は、鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての事務所を新築する場合においては、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。
3. 都市計画区域内において、ホテルを新築するために、鉄骨造、延べ面積300㎡、地上2階建ての仮設の工事管理事務所を、工事現場から50m離れた別の敷地に新築する場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舎の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. ホテルにおける客用の階段に代わる傾斜路で、高さが1m、幅が4mのものにあっては、中間に手すりを設けなくてもよい。
2. 小学校における職員室には、採光のための窓その他の開口部を設けなくてもよい。
3. 中学校における床面積60㎡の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、6㎡以上としなければならない。
4. 高等学校における生徒用の直階段で、その高さが3mをこえるものにあっては、高さ3m以内ごとに、踏幅1.2m以上の踊場を設けなければならない。

問題 6

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800㎡、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該^{たて}竪穴部分以外の部分と防火区画しなければならない。
2. 1階及び2階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ1,000㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上8階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅においては、吹抜きとなっている部分については、当該竪穴部分以外の部分と防火区画しなければならない。
4. 有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

問題 7

内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした建築物及び建築基準法第2条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物以外の地上2階建ての共同住宅で、当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。
2. 主要構造部を耐火構造とした建築物である地上5階建ての百貨店で、各階の床面積がいずれも300㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。
3. 主要構造部を耐火構造とした建築物である地上2階建ての自動車庫で、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。
4. 主要構造部を準耐火構造とした建築物(1時間準耐火基準に適合するものを除く。)である地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、各階の床面積がいずれも400㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。

問題 8

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 小学校における児童用の廊下の幅は、両側に教室がある場合、2.3m以上としなければならない。
2. 地上3階建ての小学校の教室で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。
3. 屋内に設ける避難階段の階段室は、所定の開口部、窓又は出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲み、階段室の天井(天井のない場合にあつては、屋根)及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。

4. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

問題 9

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、所定の技術的基準に適合するものは、準耐火建築物に該当する。
2. 地上2階建ての病院(当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が400㎡で、その部分に患者の収容施設があるもの)に用いられる柱にあっては、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間以上構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものとすることができる。
3. 建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。
4. 準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上2階建ての建築物の主要構造部あっては、「準耐火性能に関する技術的基準」に適合したものとすることができる。

問題 10

建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 建築物に設けるエレベーターに、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制止する装置を設けた。
2. 管の外径が所定の数値以上である給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の防火区画を貫通する際に、これらの管の当該貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を不燃材料で造った。
3. 排煙設備を設置しなければならない居室に設ける排煙設備の排煙口に、手動開放装置及び煙感知器と連動する自動開放装置を設けた。
4. 建築物に設けるエスカレーターで、踏段面の水平投影面積が 9 m^2 であるものの踏段の積載荷重を、 18 kN とした。

問題 11

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地盤が密実な砂質地盤の場合、その地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度は、 200 kN/m^2 とすることができる。
2. 設計基準強度が 21 N/mm^2 以下のコンクリートの場合、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の $\frac{1}{5}$ に相当する。
3. 木造、地上 2 階建ての住宅において、すみ柱又はこれに準ずる柱は、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合には、通し柱としなくてもよい。
4. 建築物の実況によらないで、柱の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、百貨店の売場に連絡する廊下で、柱のささえる床の数が 5 のときは、当該廊下の床の積載荷重として採用する数値を $2,500 \text{ N/m}^2$ とすることができる。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、限界耐力計算(これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 地盤の許容応力度は、原則として、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。
2. 保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合、鉄筋コンクリート造の基礎(布基礎の立上り部分を除く。)の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて6 cm未満とすることができる。
3. 「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。」とする規定は、耐久性等関係規定に該当する。
4. 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

問題 1 3

構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 許容応力度等計算において、屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度を超える場合においては、零とすることができる。
2. 限界耐力計算において、暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力が、当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめる場合、許容応力度等計算における風圧力によって生ずる力に1.4を乗じて計算しなければならない。
3. 許容応力度等計算において、木材の繊維方向の許容応力度は、積雪時の構造計算をするに当たっては、積雪時以外の数値に対して、長期に生ずる力に対する許容応力度については1.3を、短期に生ずる力に対する許容応力度については0.8をそれぞれ乗じて得た数値としなければならない。
4. 高さが60mを超える建築物の構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他所定の基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 幅員4mの農道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には、建築物を建築することができる。
2. 建築物の各部分の高さの制限において、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(建築基準法第42条第1項第四号に該当するものを除く。)に接し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路を前面道路とみなす。

3. 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち所定の区域に限る。)内の道路の路面下に設ける建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
4. 土地を建築物の敷地として利用するために築造する道で、その位置の指定を行う場合、特定行政庁は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、建築審査会の同意を得て、規則で、区域を限り、所定の基準と異なる基準を定めることができる。

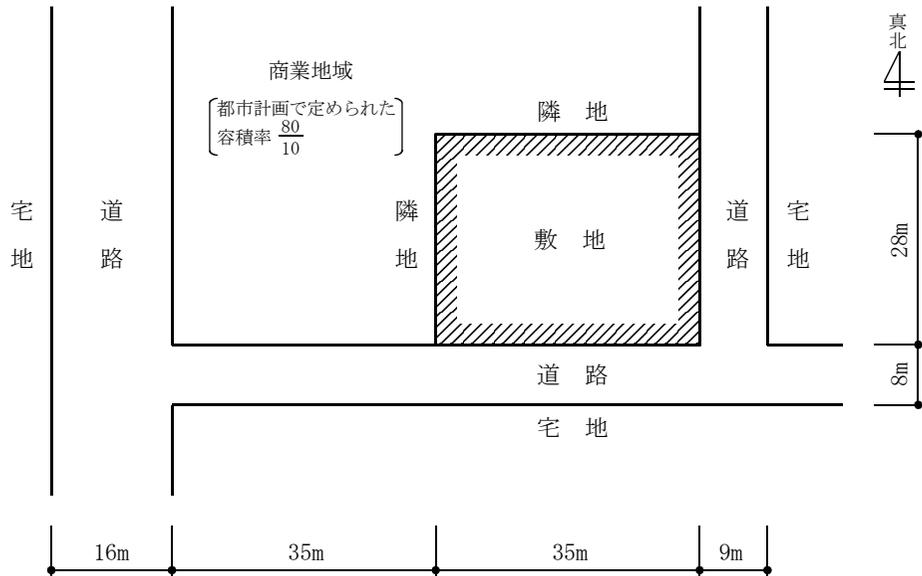
問題 15

次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内の「延べ面積600㎡、地上2階建ての児童厚生施設」
2. 第二種低層住居専用地域内の「延べ面積500㎡、地上2階建ての保健所」
3. 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積500㎡、地上2階建ての宅地建築物取引業を営む店舗」
4. 準工業地域内の「延べ面積5,000㎡、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの)」

問題 16

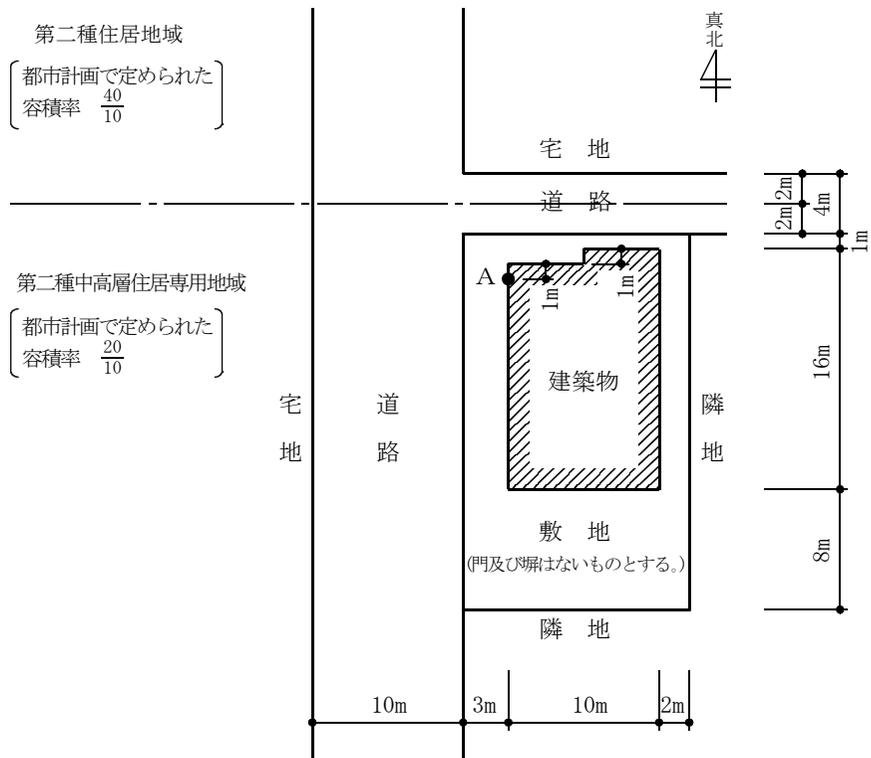
図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



1. $\frac{48}{10}$
2. $\frac{54}{10}$
3. $\frac{60}{10}$
4. $\frac{80}{10}$

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地及び道路との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 16.25 m
2. 17.50 m
3. 18.75 m
4. 20.00 m

問題 18

建築協定、地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定書については、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者の全員の合意がなければならない。
2. 建築協定に関する市町村の条例が定められていない場合は、建築協定を締結することができない。
3. 地区計画等の区域内において、特定行政庁は、予定道路の指定を行う場合においては、当該指定について、原則として、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建築物の容積率の最高限度は、 $\frac{5}{10}$ 以上の数値でなければならない。

問題 19

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内においては、卸売市場は、都市計画においてその敷地の位置が決定していない場合であっても、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築することができる。
2. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域の規定の適用については、当該一団地を一の敷地とみなす。
3. 再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域とする。)内の建築物について、建築物の各部分の高さの規定に関し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可をする場合においては、建築審査会の同意を得なければならない。

4. 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国の機関の長等は、原則として、当該特定建築物の敷地及び構造について、定期的に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

問題 20

ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部が耐火構造である地上5階建てのホテルの避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が200㎡である場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 主要構造部が耐火構造であるホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
3. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に600㎡、近隣商業地域内に700㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
4. 1階を避難階とするホテルの場合、3階以上の階の宿泊室には、採光上有効な窓がある場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 建築に関する業務に従事する一級建築士にあつては、勤務先が変わり業務の種別に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)をいい、仕様書を含まない。
3. 延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければしてはならない。
4. 延べ面積400㎡の建築物の新築における設計の契約の当事者は、契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあつては、当該再委託に係る設計の概要並びに当該再委託に係る受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地を、契約の締結に際して相互に交付する書面に記載しなければならない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合において、開設者は、管理建築士より技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見が述べられたときは、当該意見の概要を帳簿に記載しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合に限り、一括して他の建築士事務所の開設者に委託することができる。

4. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

問題 2 3

建築士の講習に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所に属する建築士で、一級建築士免許と二級建築士免許の両方を受けている者については、一級建築士定期講習を受ければ二級建築士定期講習を受けたものとみなす。
2. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、所定の規模以上の一団の土地の区域について、土地所有者等は、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。
2. 規模が1 ha以上の運動・レジャー施設である工作物の建設のための土地の区画形質の変更は、原則として、「開発行為」に該当する。
3. 都市計画法第65条第1項に規定する告示の前においては、都市計画施設の区域内において、地上2階建ての木造の建築物を新築する場合にあっては、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
4. 開発許可を受けた開発区域内の土地において、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するときは、都道府県知事の承認を受ける必要はない。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する幼稚園が規定に適合しない場合であっても、当該消防用設備等についての当該規定に適合させなくてもよい。
2. 敷地面積30,000㎡、延べ面積12,000㎡、高さ40mの耐火建築物のホテルについては、消防用水を設置しなくてもよい。
3. 延べ面積10,000㎡の地下街に設置する排煙設備は、消火活動上必要な施設に該当する。
4. 劇場及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計が600㎡)については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなくてもよい。

問題 26

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 既存の倉庫の一部の用途を変更し、床面積の合計が2,500㎡の物品販売業を営む店舗に用途の変更をしようとするときは、当該用途の変更に係る部分に限り、建築物移動等円滑化基準に適合させればよい。
2. 自動車教習所を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなされる。
4. 建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物において、案内所を設ける場合には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなくてもよい。

問題 27

良好なまちなみ形成のための手法に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、建築協定には、建築物に附属する門及び塀の構造に関する基準を定めることはできない。
2. 「都市計画法」に基づき、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人は、所定の土地の区域について、市町村に対し、地区計画を定めることを提案することができる。
3. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画について、市町村長の認定を受けなければならない。
4. 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、歴史的風致維持向上地区整備計画においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について定めることができる。

問題 28

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法の構造耐力の規定に違反する建築物の設計を建築主が故意に指示し、建築士がそれに従って設計及び工事監理をした場合、当該建築主及び建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。
2. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。
4. 建築士事務所の開設者が、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませたときは、当該建築士事務所の開設者は罰則の適用の対象となる。

問題 29

次の法律とその法律又は政令で用いられている用語との組合せのうち、**誤っている**ものはどれか。

	法 律	法律又は政令で用いられている用語
1.	宅地造成等規制法	急傾斜地崩壊危険区域
2.	都市計画法	特例容積率適用地区
3.	都市再生特別措置法	特定用途誘導地区
4.	建築基準法	通常火災終了時間

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、国土交通大臣は、特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、所定の基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建築主に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。
3. 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅の建設工事の請負人である建設業者又は売主である宅地建物取引業者は、原則として、瑕疵担保^{かし}保証金の供託又は瑕疵担保^{かし}責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。
4. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、工事の完了前に新築住宅を販売する際には、その広告及び契約は、建築確認等所定の処分があった後でなければしてはならない。